

# 長期不在届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

(届出者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

入居者との続柄(関係) \_\_\_\_\_

下記のとおり市営住宅を長期不在にしますので、お届けします。

## 1 不在にする入居者

住 宅 名 \_\_\_\_\_ 住宅・ハイツ \_\_\_\_\_ 街区 \_\_\_\_\_ 棟 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

## 2 期 間

\_\_\_\_\_ 年 月 日 から \_\_\_\_\_ 年 月 日 まで ( 新 規 ・ 更 新 )

## 3 理由及び滞在先 (※更新時は、理由及び滞在先が確認できる資料を提出すること)

理 由【 入院  入所  仕事  その他 ( \_\_\_\_\_ )】

滞在先【名 称： \_\_\_\_\_ 電話番号： \_\_\_\_\_】

【住 所： \_\_\_\_\_】

## 4 連絡先 (※同居者の有無に関わらず住宅外の連絡先を記入すること)

【同居者】

【住宅外】

氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_) 氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_)

電話番号 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

## 5 その他

\_\_\_\_\_

【参考：横浜市営住宅条例(抜粋)】

第30条 入居者が市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対して、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(4) 入居者が正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。

# 長期不在届

①

●●年3月1日

(届出先)  
横浜市長

②

(届出者)

住所 横浜市中区港町△△-△△

氏名 横浜 花子

電話番号 △△△-△△△△

入居者との続柄(関係) 妻

下記のとおり市営住宅を長期不在にしますので、お届けします。

## 1 不在にする入居者

③ 住宅名 △△△△ 住宅・ハイツ 1 街区 2 棟 345 号  
氏名 横浜 太郎 電話番号 △△△-△△△△

## 2 期間

④ ●●年3月1日から ●●年4月30日まで (新規・更新)

## 3 理由及び滞在先 (※更新時は、理由及び滞在先が確認できる資料を提出すること)

理由  入院  入所  仕事  その他 ( )

滞在先【名称: ●●●病院 電話番号: ●●●-●●●●】

⑤ 【住所: 横浜市中区港町●●-●●】

## 4 連絡先 (※同居者の有無に関わらず住宅外の連絡先を記入すること)

【同居者】

【住宅外】

⑥ 氏名 横浜 花子 (続柄 妻) 氏名 横浜 次郎 (続柄 弟)

電話番号 △△△-△△△△

電話番号 ■■■-■■■■

住所 横浜市中区港町■■-■■

## 5 その他

⑦

【参考: 横浜市営住宅条例 (抜粋)】

第30条 入居者が市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対して、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(4) 入居者が正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。